

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧  
(平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計6件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成25年3月8日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
2	平成25年3月8日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
3	平成25年3月8日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
4	平成25年3月8日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
5	平成25年3月8日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
6	平成25年3月8日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

## 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当部分	弊社意見
<p>イー・アクセス株式会社殿</p> <p>【平成25年度の加入光ファイバ接続料及び平成26年度以降の接続料算定方法について】 (略) 平成26年度以降の接続料算定に関する検討にあたっては、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能し、更なる接続料低廉化を実現するため、引き続き将来原価方式を採用すべきと考えます。</p> <p>【乖離額調整制度について】 乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。</p> <p>ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。</p>	<p>光ファイバ接続料の算定にあたっては、実際の設備に係るコストを適正に反映することが重要であるため、実績原価方式を採用すべきと考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合に補償するものであって、NTT東西殿だけでなく接続事業者にとっても有益な制度であることから、将来原価方式を採用するのであれば、必要不可欠と考えます。</p>
<p>KDDI 株式会社殿</p> <p>○光ファイバ接続料について (略)光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフト</p> <p>【総論】 (略) 今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えます (略) また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。</p>	

該当部分		弊社意見
バンクモ バイル株 式会社殿	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの</li> <li>将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと</li> </ul>	
KDDI 株式 会社殿	<p>○光ファイバ接続料について (略)</p> <p>現在、総務省で開催されている「メタル回線のコストのあり方に関する検討会」において、メタル回線のコストの適正性を検証する観点から施設保全費におけるメタルと光の配賦の見直し等について検討されています。しかしながら、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「移行期における費用配布のバランスの在り方等にも留意すべき」とまとめられたとおり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況において、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側にコストを配賦することは、マイグレーションに逆行する措置であり、光ファイバ接続料の低廉化にも大きな影響を与えかねません。これまでの競争を後退させないことに留意しながら、ブロードバンド普及促進の観点から、メタルから光ファイバへのマイグレーション状況を見据え、バランスよく競争を促進させていく必要があると考えます。そのため、光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p>	<p>「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において議論されている、施設保全費等のメタルと光ファイバのコスト配賦基準見直しは、メタルと光ファイバ双方の接続料算定の適正性確保、精緻化に資するものと理解しております。</p> <p>そのため、光ファイバへの移行促進を理由に接続料算定の適正性確保、精緻化を妨げられることのないよう、同検討会での議論を尊重して配賦基準の見直しを進めるべきと考えます。</p>

以 上

## 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

ー平成 25 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正）に係る接続約款の措置ー

平成 25 年 3 月 8 日  
東日本電信電話株式会社

<H25加入者光ファイバ接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見																																																		
全体	<p>&lt;光ファイバの低廉化及び利便性の向上をすべきのご意見&gt;</p> <p>FTTHサービスの市場環境としては、依然として超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が5割に満たない（※平成24年9月末時点、総務省公表値）ことや、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という）の市場シェアが7割を大幅に超える寡占状態（※平成24年9月末時点、総務省公表値）に大きな変化は見られない状況にあります。</p> <p>より健全な競争環境を実現するには、これまで以上に多様な事業者のサービス競争による利用者料金の低廉化や利便性の向上、新たな需要の創出を目指した市場環境が必要であり、そのためには一層の接続料低廉化による新規事業者の市場参入が必要と考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p> <p>我が国のブロードバンドの普及推進にあたっては、「光の道」構想実現にむけて取りまとめ（平成22年12月14日報告）において、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標として、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日答申）においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたことを踏まえ、これまでに光ファイバにおけるエントリーメニューの設定や情報開示告示の改</p>	<p>以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること。</li> <li>- 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること</li> <li>- なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2～3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>H23適用</th> <th>H24適用</th> <th>H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光信号端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,194</td> <td>3,568</td> <td>3,380</td> <td>▲626</td> <td>▲188</td> <td>▲14.9%</td> <td>▲5.3%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,403</td> <td>3,203</td> <td>▲791</td> <td>▲200</td> <td>▲18.9%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光信号主端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>3,756</td> <td>3,155</td> <td>2,982</td> <td>▲601</td> <td>▲173</td> <td>▲16.0%</td> <td>▲5.5%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,013</td> <td>2,835</td> <td>▲743</td> <td>▲178</td> <td>▲19.8%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。</p> <p>なお、当社設備及び光配線区域情報等の提供条件及び料金については接続約款に規定し、接続事業者は当社利用部門と同条件、同料金で利用できる環境が整っていることから、同等性は確保されているものと考えます。</p>			H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率					H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%	光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%
		H23適用			H24適用	H25適用	増減		増減率																																											
					H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																												
光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%																																												
	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%																																												
光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%																																												
	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%																																												

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>正が行われ、競争を促進させる政策が講じられてきたと理解しています。一方で、2011年度末時点における超高速ブロードバンドの普及整備率は97.3%に達しているものの、利用率は46.8%に留まっており、主たる超高速ブロードバンドサービスである光ファイバサービスについて利用率の向上が課題となっています。</p> <p>NTT東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態でのFTTHサービス市場の公正競争が有効に機能するためには、NTT東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だNTT東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。</p> <p>したがって、国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（案）（平成25年1月25日）においても、「設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等」について、「総務省において検証を行った結果、一種指定設備をNTT東西自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」とされているところです。</p>



区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失	<p>＜接続料に含まれる災害特別損失について適正性を検証すべきとのご意見＞</p> <p>今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>NTT 東日本殿の説明によれば、災害特別損失として、施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれています。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成23年3月30日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項に基づき、平成23年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成23年度第3四半期及び第4四半期において計上した特別利益)を減算しています。</p> <p>また、今回接続料に算入した災害特別損失については、平成24年度接続料においても同様に接続料原価に算入し、審議を経て認可を受けていることから、その適正性については既に認められているものと考えます。</p> <p>なお、ソフトバンクが指摘されている、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」については、それぞれ「土木設備、電力設備等の復旧工事に係るNTTインフラネット、NTTファシリティーズ等への委託費」、「被災設備の復旧工事を行う社員のための食糧、布団、燃料等の物資調達及びこれに係る運搬費用」であり、いずれも復旧工事に係る費用であることから、営業費用の施設保全費と同様に接続料原価に算入することは適当と考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>メタル回線のコストの在り方に関する検討会</p>	<p>&lt;コスト配賦の見直しにより、光ファイバ接続料の低廉化を妨げるべきではないとのご意見&gt;</p> <p>現在、総務省で開催されている「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、メタル回線のコストの適正性を検証する観点から施設保全費におけるメタルと光の配賦の見直し等について検討されています。しかしながら、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「移行期における費用配賦のバランスの在り方等にも留意すべき」とまとめられたとおり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況において、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側にコストを配賦することは、マイグレーションに逆行する措置であり、光ファイバ接続料の低廉化にも大きな影響を与えかねません。これまでの競争を後退させないことに留意しながら、ブロードバンド普及促進の観点から、メタルから光ファイバへのマイグレーション状況を見据え、バランスよく競争を促進させていく必要があると考えます。そのため、光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。</p> <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見																																															
<p>平成26年度以降の適用接続料の算定</p>	<p>&lt;平成26年度以降の適用接続料の算定は将来原価方式を採用し、乖離額調整制度は廃止すべきとのご意見&gt;</p> <p>平成26年度以降の接続料算定に関する検討にあたっては、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能し、更なる接続料低廉化を実現するため、引き続き将来原価方式を採用すべきと考えます。</p> <p>乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。</p> <p>ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p> <p>加入光ファイバ接続料については、平成26年度以降の算定方式について検討が開始されるものと理解しています。</p> <p>今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿が当該接続料算定期間におけ</p>	<p>平成26年度以降の適用接続料については、算定方法を含め、今後検討していく考えですが、仮に現行接続料と同様、将来原価方式にて算定をする場合は、乖離額調整の仕組みが不可欠であると考えます。</p> <p>具体的には、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>なお、当社はこれまでもコスト削減を図っており、現に、平成23年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは予測と比べて▲69億円（▲5.1%）減少し、その結果、接続料の更なる低廉化を実現しています。</p> <table border="1" data-bbox="1178 863 2051 1058"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光信号端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,194</td> <td>3,568</td> <td>3,380</td> <td>▲626</td> <td>▲188</td> <td>▲14.9%</td> <td>▲5.3%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,403</td> <td>3,203</td> <td>▲791</td> <td>▲200</td> <td>▲18.9%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光信号主端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>3,756</td> <td>3,155</td> <td>2,982</td> <td>▲601</td> <td>▲173</td> <td>▲16.0%</td> <td>▲5.5%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,013</td> <td>2,835</td> <td>▲743</td> <td>▲178</td> <td>▲19.8%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> </tbody> </table>			H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%	光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%
		H23適用						H24適用	H25適用	増減		増減率																																					
			H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																											
光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%																																									
	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%																																									
光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%																																									
	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%																																									

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>る経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会（以下、接続委員会という。）でその内容について精査を行うことを要望します。</p> <p>また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの</li> <li>・ 将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと</li> </ul> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。</p> <p>また、現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
エントリーメニュー	<p>               &lt;エントリーメニューに代わる新たな対策の検討をすべきとのご意見&gt;             </p> <p>               エントリーメニューは、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけF T T Hサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、その効果については疑問を持たざるを得ません。             </p> <p>               総務省殿におかれましては、我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。             </p> <p> <b>【DSL事業者協会】</b> </p>	<p>               エントリーメニューは、平成24年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、「エントリーメニューを導入することにより、接続事業者にとっては新規参入当初の負担が減じる」ことで、「F T T Hサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす」ものであるとされています。             </p> <p>               当社は本答申に基づき、当該メニューに係る接続料を設定し、認可を受け、システム開発まで行って当該メニューを用意しており、なるべく多くの接続事業者にご利用いただきたいと考えています。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
エントリーメニュー	<p>               &lt;エントリーメニューの導入効果や光配線区画の拡大状況を検証すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               エントリーメニューについては、平成24年3月29日付けの情報通信行政・郵政行政審議会答申において、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとし、NTT東西殿の光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として早期導入を図ることが適当とされました。また、NTT東西殿からの接続約款変更認可申請（補正）の認可にあたり光配線区画の見直しが完了するまでの間、NTT東西殿に対し半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されています。             </p> <p>               光配線区画の見直しについては、目安となる完了時期や見直し完了と判断する基準が明確になっていないことや地下配線エリア比率が高い都市部では効果的な見直しが見込まれないこと、エントリーメニューについては非競争地域のみにも適用されるメニューであることなどの課題があることから、NTT東西殿の光配線区画の見直しに係る状況及びエントリーメニューの事業者利用状況は、競争事業者にとっても市場の動向を把握するために必要な情報と考えます。             </p> <p>               従って、競争評価や公正競争レビュー制度にて光配線区画の拡大状況とエントリーメニューの利用状況の情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析していただくことが望ましいと考えます。             </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社】</b> </p> <p>               加入光ファイバ接続料算定については※1、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（以下、情郵審答申という。）で整理され、平成24年9月4             </p>	<p>               加入者光ファイバの接続料は低廉化しており、現にKDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されているなど、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っていると考えます。             </p> <p>               加えて、昨年の加入者光ファイバ接続料の認可にあたり、多様な事業者のFTTH市場への参入促進を図ることについて審議会で議論され、その答申に基づき、エントリーメニューや光配線区画の見直しに係るトライアル等、他事業者が参入しやすいメニューを用意しているところ です。             </p> <p>               以上のことから、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の意欲の問題であり、これ以上の追加的な措置は不要であると考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>日にシステム改修を行う前提でエントリーメニューの設定が認可されました。当該メニューのシステム改修については※2、補完的措置として時限的なメニューであることから、「コストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されていましたが、NTT 東西殿各約 9,200 万円もの多額の費用をかけ、その費用が妥当かどうかの検証が十分なされないままシステム改修が行われ、その費用を回線管理運営費として接続事業者が負担をすることとなっています。</p> <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなく利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度 FTTH 市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT 東西殿においては、加入光ファイバに係る接続料申請の際に当該メニューの利用実数や配線区画の拡大についての進捗についても併せて開示をすることで他事業者の検証が効果的に行えるようにして頂きたいと考えます。</p> <p>※1 加入光ファイバ接続料算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申において、「配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理</li> <li>・平成 24 年 9 月 4 日加入光ファイバ接続料に係るエン</li> </ul>	



区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="472 209 846 236">トリーメニューの設定が認可</p> <p data-bbox="412 301 752 328">※2 システム改修について</p> <ul data-bbox="432 347 1137 699" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 347 1137 531">・ 平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」</li> <li data-bbox="432 550 1137 699">・ 平成 24 年度加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可において、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付与</li> </ul> <p data-bbox="418 715 1137 783">【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画	<p>＜光配線区画の設定方法について適正化を図るべきとのご意見＞</p> <p>NTT西日本によると、「光配線区画の設定は、光エリア展開時に机上で大まかな光配線区画を設定し、実際の光回線の申込みがあつてから線路等の地形条件を加味した詳細設計を行い、事後的に光配線区画を分割等修正していくことが適切な運用である」とのことですが、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数の確保が困難となります。このことによって、既に接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼしており、公正競争上、到底納得できる運用方法になっていないと言わざるを得ません。</p> <p>接続事業者の予見性を確保するためには、事後的に光配線区画を分割等修正するのではなく、事前に同一の局外スプリッタに収容可能な範囲として適切に光配線区画を設定することが必要であり、NTT西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社の光配線区画は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しています。</p> <p>また、こうした設備運営全体の効率性の観点から、既に設定した光配線区画においても、宅地造成等により局所的に需要が集中することや大規模マンションが建設されること等が稀にあり、その場合には、光配線区画を分割する等の再設定を行うことがあります。</p> <p>例えば、既に設定された光配線区画において、スプリッタから離れた場所に大規模な新興住宅地が建設された場合に光配線区画を分割しないで運用しようとした場合、主端末回線の収容効率は向上するものの、当該スプリッタから区間が長いドロップケーブル（分岐端末回線）を多数敷設しなければならなくなることで、分岐端末回線に係るコストが上昇したり、開通工事に長時間を要することとなる等の影響が発生します。</p> <p>このため、当社としては、前述のとおり、既に設定された光配線区画においても、設備運営全体の効率性を踏まえ、光配線区画を分割する等の再設定をしているところであり、KDDIが主張されるような事後的な光配線区画の変更を一切認めないとする運用は、設備運営上、かえって非効率化を招く場合があることから、当社としては適切ではないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、当社としては、引き続き、より効率的な設備運営に向けた取り組みを行っていく考えであり、こうした観点から、既存の光配線区画についても適宜見直しを行う考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画	<p>＜NTT東日本についても光配線区画に係る適正な運用が実施されているかを確認すべきとのご意見＞</p> <p>あわせて、NTT東日本においても、同様の事例がないかどうか確認し、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善を図っていくことが肝要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社としては、光配線区画について、適切な運用をしていると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>1 光配線区画あたりの世帯数</p>	<p>&lt; 1 光配線区画あたりの世帯数を適正化すべきとのご意見 &gt;</p> <p>NTT東・西によると、1 光配線区画あたりの平均世帯数については、ピーク時の加入電話施設数等を分子、直近の光配線区画数を分母として算出しているとのことですが、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会（平成24年1月16日資料）におけるNTT東・西から回答のとおり、本世帯数には、本来、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンション（例：6階建て）や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、実態に即した平均世帯数とはなっていません。</p> <p>先述のとおり、弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。このような中、さらに光配線区画の分割等が行われると、接続事業者は益々、光信号分岐端末回線の収容数向上が困難となり、光ファイバの公正競争が後退し、国民利便を損ねることになります。</p> <p>そのため、上述の光配線区画の適正化にあたっては、大まかに設定された光配線区画を単純に分割等修正するのではなく、隣接する光配線区画と統合する等1光配線区画あたりの世帯数を適切に確保していくことが必要です。確保されるべき適切な世帯数についても、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンションや、1つの光配線区画を占める大規模マンション等の世帯数を除いた、本来、シェアアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯の世帯数が当然確保されるべきだと</p>	<p>当社は、大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画とし、小・中規模マンションの場合は、戸建てとマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定しており、マンションにおいて、シェアアクセス方式を用いたサービスを提供しています。</p> <p>KDDIも、マンションに対して、シェアアクセス方式を用いて各世帯にサービスを提供することは可能である場合もあることから、「シェアアクセスの対象となり得ない」とまでは言えないと考えます。</p> <p>また、当社では、光配線区画とマンション等建物に関する情報を括りつけたデータベースを管理していないことから、マンションを切り出して光配線区画を設定することはできません。</p> <p>当社としては、光配線区画の拡大にあたっては、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けに新たに光配線区画を設定する考えであり、本格提供に向けたトライアルを進めていく考えです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行う考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	考えます。 【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見																																				
分岐端末回線、光屋内配線	<p>&lt;光信号主端末回線に付随する接続料の更なる低廉化が必要とのご意見&gt;</p> <p>平成25年度光ファイバ接続料は、NTT東・西共に前年度及び当初申請値に比べ低減していますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光信号主端末回線だけでなく、光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額や工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。</p> <p>当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="1182 376 2040 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線<sup>※1</sup></td> <td>310</td> <td>274</td> <td>261</td> <td>▲36</td> <td>▲13</td> <td>▲11.6%</td> <td>▲4.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線<sup>※2</sup></td> <td>193</td> <td>188</td> <td>183</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲2.6%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費<sup>※3</sup></td> <td>18,665</td> <td>18,395</td> <td>17,958</td> <td>▲270</td> <td>▲437</td> <td>▲1.4%</td> <td>▲2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</small></p>		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	310	274	261	▲36	▲13	▲11.6%	▲4.7%	光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	188	183	▲5	▲5	▲2.6%	▲2.7%	光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,665	18,395	17,958	▲270	▲437	▲1.4%	▲2.4%
	H23適用	H24適用					H25適用	増減		増減率																												
			H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																
光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	310	274	261	▲36	▲13	▲11.6%	▲4.7%																															
光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	188	183	▲5	▲5	▲2.6%	▲2.7%																															
光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,665	18,395	17,958	▲270	▲437	▲1.4%	▲2.4%																															

区分	他事業者意見	当社意見
スタックテスト	<p>＜スタックテストの算出方法や検証の考え方について公開すべきとのご意見＞</p> <p>シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1 芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方（妥当とする分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲（例：OSU～ONU等）を公開し、その基準が適切かどうかを検証できるようにすべきです。</p> <p>【DSL事業者協会】</p>	<p>スタックテストに必要な情報は、当社より総務省に提出しているところであり、総務省において適正な検証がなされているものと考えますが、当社から提出している情報は当社の経営上または営業上の秘密そのものであるため、公開する考えはありません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>スタックテスト</p>	<p>&lt;実態の利用者料金に基づいてスタックテストを実施すべきとのご意見&gt;</p> <p>現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿（2年目：実質3,570円）・NTT西日本殿（8年目：3,790.5円）で提供をされています。しかし、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT東西殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。</p> <p>また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金（基本料）であるといえます。</p> <p>よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべきと考えます。仮にキャンペーンを除外とした場合は、キャンペーンという本施策からの抜け道を用意することと同じといえます。</p> <p>総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。</p> <p>【DSL事業者協会】</p>	<p>総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成19年7月）において、「接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料と利用者料金の関係についての検証」を行うものであり、「本検証は利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない」と示されているとおり、スタックテストの検証対象は接続料であると認識しています。</p> <p>今回のご意見にあるように、各種キャンペーンや割引サービスを考慮した利用者料金を用いて検証することは、以下の理由から適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くといった各種キャンペーンは受付期間を限定して実施していることに加え、各種キャンペーンが加味された利用者料金の適用は一時的なものであり、適用期間終了後は通常料金となること</li> <li>・各種割引サービスは、違約金等の条件を考慮した上でお客様が選択しているものであり、すべてのお客様に適用されるものではないこと</li> <li>・各種キャンペーンや割引サービスは、市場環境を踏まえて多種多様に設定されており、個別のキャンペーン毎に接続料との関係を検証することは、利用者料金の検証に他ならず、柔軟かつ機動的な料金設定を妨げ、お客様利便を損なう恐れがあること</li> </ul> <p>また、事業者が実施するスタックテストにおいては、各種キャンペーン等が反映された実際の利用者料金収入を用いて接続料収入との差分（営業費相当）について検証しており、各種キャンペーン等を加味したとしても、接続料の水準が不当でないことは確認できるものと考えます。</p> <p>なお、既に当社の光ファイバを利用して低廉な料金でサービスを提供している事業者も存在することから、他事業者が「到底勝</p>



区分	他事業者意見	当社意見
		負が出来ない状況」とのご指摘はあたらないと考えます。

## 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号  
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
むらお かずとし  
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成 25 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正）に係る接続約款の措置—

平成 25 年 3 月 8 日  
西日本電信電話株式会社

<H25加入者光ファイバ接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見																																																				
全体	<p>&lt;光ファイバの低廉化及び利便性の向上をすべきのご意見&gt;</p> <p>FTTHサービスの市場環境としては、依然として超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が5割に満たない（※平成24年9月末時点、総務省公表値）ことや、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という）の市場シェアが7割を大幅に超える寡占状態（※平成24年9月末時点、総務省公表値）に大きな変化は見られない状況にあります。</p> <p>より健全な競争環境を実現するには、これまで以上に多様な事業者のサービス競争による利用者料金の低廉化や利便性の向上、新たな需要の創出を目指した市場環境が必要であり、そのためには一層の接続料低廉化による新規事業者の市場参入が必要と考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p> <p>我が国のブロードバンドの普及推進にあたっては、「光の道」構想実現にむけて取りまとめ（平成22年12月14日報告）において、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標として、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日答申）においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたことを踏まえ、これまでに光ファイバにおけるエントリーメニューの設定や情報開示告示の改</p>	<p>以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること。</li> <li>- 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること</li> <li>- なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2～3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1182 804 2058 997"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H23適用</th> <th>H24適用</th> <th>H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光信号端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,784</td> <td>4,578</td> <td>3,426</td> <td>▲206</td> <td>▲1,152</td> <td>▲4.3%</td> <td>▲25.2%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>4,357</td> <td>3,220</td> <td>▲427</td> <td>▲1,137</td> <td>▲8.9%</td> <td>▲26.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光信号主端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,298</td> <td>3,995</td> <td>3,010</td> <td>▲303</td> <td>▲985</td> <td>▲7.0%</td> <td>▲24.7%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,846</td> <td>2,882</td> <td>▲452</td> <td>▲964</td> <td>▲10.5%</td> <td>▲25.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。</p> <p>なお、当社設備及び光配線区域情報等の提供条件及び料金については接続約款に規定し、接続事業者は当社利用部門と同条件、同料金で利用できる環境が整っていることから、同等性は確保されているものと考えます。</p>			H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率							H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206	▲1,152	▲4.3%	▲25.2%	補正申請	-	4,357	3,220	▲427	▲1,137	▲8.9%	▲26.1%	光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303	▲985	▲7.0%	▲24.7%	補正申請	-	3,846	2,882	▲452	▲964	▲10.5%	▲25.1%
		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率																																															
					H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																														
光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206	▲1,152	▲4.3%	▲25.2%																																														
	補正申請	-	4,357	3,220	▲427	▲1,137	▲8.9%	▲26.1%																																														
光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303	▲985	▲7.0%	▲24.7%																																														
	補正申請	-	3,846	2,882	▲452	▲964	▲10.5%	▲25.1%																																														

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>正が行われ、競争を促進させる政策が講じられてきたと理解しています。一方で、2011年度末時点における超高速ブロードバンドの普及整備率は97.3%に達しているものの、利用率は46.8%に留まっており、主たる超高速ブロードバンドサービスである光ファイバサービスについて利用率の向上が課題となっています。</p> <p>NTT東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態でのFTTHサービス市場の公正競争が有効に機能するためには、NTT東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だNTT東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。</p> <p>したがって、国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（案）（平成25年1月25日）においても、「設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等」について、「総務省において検証を行った結果、一種指定設備をNTT東西自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」とされているところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>メタル回線のコストの在り方に関する検討会</p>	<p>&lt;コスト配賦の見直しにより、光ファイバ接続料の低廉化を妨げるべきではないとのご意見&gt;</p> <p>現在、総務省で開催されている「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、メタル回線のコストの適正性を検証する観点から施設保全費におけるメタルと光の配賦の見直し等について検討されています。しかしながら、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「移行期における費用配賦のバランスの在り方等にも留意すべき」とまとめられたとおり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況において、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側にコストを配賦することは、マイグレーションに逆行する措置であり、光ファイバ接続料の低廉化にも大きな影響を与えかねません。これまでの競争を後退させないことに留意しながら、ブロードバンド普及促進の観点から、メタルから光ファイバへのマイグレーション状況を見据え、バランスよく競争を促進させていく必要があると考えます。そのため、光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。</p> <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見																																															
<p>平成26年度以降の適用接続料の算定</p>	<p>&lt;平成26年度以降の適用接続料の算定は将来原価方式を採用し、乖離額調整制度は廃止すべきとのご意見&gt;</p> <p>平成26年度以降の接続料算定に関する検討にあたっては、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能し、更なる接続料低廉化を実現するため、引き続き将来原価方式を採用すべきと考えます。</p> <p>乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。</p> <p>ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p> <p>加入光ファイバ接続料については、平成26年度以降の算定方式について検討が開始されるものと理解しています。</p> <p>今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿が当該接続料算定期間におけ</p>	<p>平成26年度以降の適用接続料については、算定方法を含め、今後検討していく考えですが、仮に現行接続料と同様、将来原価方式にて算定をする場合は、乖離額調整の仕組みが不可欠であると考えます。</p> <p>具体的には、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>なお、当社はこれまでもコスト削減を図っており、現に、平成23年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは予測と比べて▲35億円（▲2.7%）減少し、その結果、接続料の更なる低廉化を実現しています。</p> <table border="1" data-bbox="1178 855 2051 1046"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光信号端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,784</td> <td>4,578</td> <td>3,426</td> <td>▲206</td> <td>▲1,152</td> <td>▲4.3%</td> <td>▲25.2%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>4,357</td> <td>3,220</td> <td>▲427</td> <td>▲1,137</td> <td>▲8.9%</td> <td>▲26.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光信号主端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,298</td> <td>3,995</td> <td>3,010</td> <td>▲303</td> <td>▲985</td> <td>▲7.0%</td> <td>▲24.7%</td> </tr> <tr> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,846</td> <td>2,882</td> <td>▲452</td> <td>▲964</td> <td>▲10.5%</td> <td>▲25.1%</td> </tr> </tbody> </table>			H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206	▲1,152	▲4.3%	▲25.2%	補正申請	-	4,357	3,220	▲427	▲1,137	▲8.9%	▲26.1%	光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303	▲985	▲7.0%	▲24.7%	補正申請	-	3,846	2,882	▲452	▲964	▲10.5%	▲25.1%
		H23適用						H24適用	H25適用	増減		増減率																																					
			H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																											
光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206	▲1,152	▲4.3%	▲25.2%																																									
	補正申請	-	4,357	3,220	▲427	▲1,137	▲8.9%	▲26.1%																																									
光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303	▲985	▲7.0%	▲24.7%																																									
	補正申請	-	3,846	2,882	▲452	▲964	▲10.5%	▲25.1%																																									

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>る経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会（以下、接続委員会という。）でその内容について精査を行うことを要望します。</p> <p>また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの</li> <li>・ 将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと</li> </ul> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。</p> <p>また、現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切</p>	



区分	他事業者意見	当社意見
	<p>公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
エントリーメニュー	<p>＜エントリーメニューに代わる新たな対策の検討をすべきとのご意見＞</p> <p>エントリーメニューは、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけF T T Hサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、その効果については疑問を持たざるを得ません。</p> <p>総務省殿におかれましては、我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。</p> <p>【DSL事業者協会】</p>	<p>エントリーメニューは、平成24年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、「エントリーメニューを導入することにより、接続事業者にとっては新規参入当初の負担が減じる」ことで、「F T T Hサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす」ものであるとされています。</p> <p>当社は本答申に基づき、当該メニューに係る接続料を設定し、認可を受け、システム開発まで行って当該メニューを用意しており、なるべく多くの接続事業者にご利用いただきたいと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
エントリーメニュー	<p>               &lt;エントリーメニューの導入効果や光配線区画の拡大状況を検証すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               エントリーメニューについては、平成24年3月29日付けの情報通信行政・郵政行政審議会答申において、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとし、NTT東西殿の光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として早期導入を図ることが適当とされました。また、NTT東西殿からの接続約款変更認可申請（補正）の認可にあたり光配線区画の見直しが完了するまでの間、NTT東西殿に対し半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されています。             </p> <p>               光配線区画の見直しについては、目安となる完了時期や見直し完了と判断する基準が明確になっていないことや地下配線エリア比率が高い都市部では効果的な見直しが見込まれないこと、エントリーメニューについては非競争地域のみにも適用されるメニューであることなどの課題があることから、NTT東西殿の光配線区画の見直しに係る状況及びエントリーメニューの事業者利用状況は、競争事業者にとっても市場の動向を把握するために必要な情報と考えます。             </p> <p>               従って、競争評価や公正競争レビュー制度にて光配線区画の拡大状況とエントリーメニューの利用状況の情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析していただくことが望ましいと考えます。             </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社】</b> </p> <p>               加入光ファイバ接続料算定については※1、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（以下、情郵審答申という。）で整理され、平成24年9月4             </p>	<p>               加入者光ファイバの接続料は低廉化しており、現にKDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されているなど、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っていると考えます。             </p> <p>               加えて、昨年の加入者光ファイバ接続料の認可にあたり、多様な事業者のFTTH市場への参入促進を図ることについて審議会で議論され、その答申に基づき、エントリーメニューや光配線区画の見直しに係るトライアル等、他事業者が参入しやすいメニューを用意しているところです。             </p> <p>               以上のことから、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の意欲の問題であり、これ以上の追加的な措置は不要であると考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>日にシステム改修を行う前提でエントリーメニューの設定が認可されました。当該メニューのシステム改修については※2、補完的措置として時限的なメニューであることから、「コストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されていましたが、NTT 東西殿各約 9,200 万円もの多額の費用をかけ、その費用が妥当かどうかの検証が十分なされないままシステム改修が行われ、その費用を回線管理運営費として接続事業者が負担をすることとなっています。</p> <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなく利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度 FTTH 市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT 東西殿においては、加入光ファイバに係る接続料申請の際に当該メニューの利用実数や配線区画の拡大についての進捗についても併せて開示をすることで他事業者の検証が効果的に行えるようにして頂きたいと考えます。</p> <p>※1 加入光ファイバ接続料算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申において、「配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理</li> <li>・ 平成 24 年 9 月 4 日加入光ファイバ接続料に係るエン</li> </ul>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="472 209 846 236">トリーメニューの設定が認可</p> <p data-bbox="412 301 752 328">※2 システム改修について</p> <ul data-bbox="432 347 1137 699" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 347 1137 531">・ 平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」</li> <li data-bbox="432 550 1137 699">・ 平成 24 年度加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可において、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付与</li> </ul> <p data-bbox="418 715 1137 783">【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画	<p>＜光配線区画の設定方法について適正化を図るべきのご意見＞</p> <p>NTT西日本によると、「光配線区画の設定は、光エリア展開時に机上で大まかな光配線区画を設定し、実際の光回線の申込みがあってから線路等の地形条件を加味した詳細設計を行い、事後的に光配線区画を分割等修正していくことが適切な運用である」とのことですが、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数の確保が困難となります。このことによって、既に接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼしており、公正競争上、到底納得できる運用方法になっていないと言わざるを得ません。</p> <p>接続事業者の予見性を確保するためには、事後的に光配線区画を分割等修正するのではなく、事前に同一の局外スプリッタに収容可能な範囲として適切に光配線区画を設定することが必要であり、NTT西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社の光配線区画は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しています。</p> <p>また、こうした設備運営全体の効率性の観点から、既に設定した光配線区画においても、宅地造成等により局所的に需要が集中することや大規模マンションが建設されること等が稀にあり、その場合には、光配線区画を分割する等の再設定を行うことがあります。</p> <p>例えば、既に設定された光配線区画において、スプリッタから離れた場所に大規模な新興住宅地が建設された場合に光配線区画を分割しないで運用しようとした場合、主端末回線の収容効率は向上するものの、当該スプリッタから区間が長いドロップケーブル（分岐端末回線）を多数敷設しなければならないことで、分岐端末回線に係るコストが上昇したり、開通工事に長時間を要することとなる等の影響が発生します。</p> <p>このため、当社としては、前述のとおり、既に設定された光配線区画においても、設備運営全体の効率性を踏まえ、光配線区画を分割する等の再設定をしているところであり、KDDIが主張されるような事後的な光配線区画の変更を一切認めないとする運用は、設備運営上、かえって非効率化を招く場合があることから、当社としては適切ではないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、当社としては、引き続き、より効率的な設備運営に向けた取り組みを行っていく考えであり、こうした観点から、既存の光配線区画についても適宜見直しを行う考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画	<p data-bbox="416 209 1155 277">&lt; 1 光配線区画に 1 局外スプリッタを設置するよう運用を徹底すべきとのご意見 &gt;</p> <p data-bbox="416 293 1155 948">1 光配線区画における局外スプリッタの設置については、光信号分岐端末回線が全て埋まってから新しい局外スプリッタを設置することが前提ですが、NTT西日本においては、既設の局外スプリッタの確認漏れ等による人為的なミスを始め、光信号分岐端末回線の長延化回避のためだけに局外スプリッタを新たに設置するといった、光信号分岐端末回線の敷設の考え方や光配線区画の設定方法そのものに疑義が生じる運用や、既存の光配線区画において、光ケーブル増設時に新配線方式という新たな光ケーブル配線方法を導入し、以降の需要は全て新配線方式で新設した局外スプリッタに収容し、既存の光配線区画に設置された局外スプリッタには一切収容しないといった、接続事業者の光信号分岐端末回線の収容数向上を阻害し接続料負担を増大させる運用等（詳細は【別添 2】参照。委員限り）により、1 光配線区画に複数の局外スプリッタを設置している状況となっています。</p> <p data-bbox="416 963 1155 1383">このような運用の問題は、自社のフレッツ光展開時にも当然にして発生していたことであり、その問題を解決しないまま放置し、適切な設備管理等を怠ってきた結果、後発の接続事業者に対しても、こうした光信号分岐端末回線が埋まる前に複数の局外スプリッタを設置する運用を当たり前のように実施し、現に接続事業者が本来不要な光信号主端末回線接続料等の負担を強いられ、公正競争に支障を生じさせています。速やかにこのような運用を是正し、接続事業者が不利益を被らないように、1 光配線区画に 1 局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要です。</p> <p data-bbox="416 1399 696 1431">【KDDI 株式会社】</p>	<p data-bbox="1184 209 2058 474">KDDI から指摘されている「1 光配線区画への複数局外スプリッタの設置」については、昨年 11 月に KDDI から指摘を受け、KDDI が利用しているスプリッタ全てを調査した結果、全スプリッタのうち、複数設置されたものが 1.7% 存在することを把握し、今年 1 月 31 日に要因別に分類して KDDI にご回答致しました。その上で、KDDI と 2 月に入って複数回協議を実施し、その詳細状況や対応策等についてご説明させていただいているところです。</p> <p data-bbox="1184 481 2058 705">複数スプリッタが設置された主な要因としては、①既設スプリッタからの分岐端末回線の区間が長く、開通工事の円滑化等のために別の位置にスプリッタを追加設置したもの、②ケーブル増設時に、コスト効率のよい新配線方式を採用したため、既存スプリッタとは別の位置に新たなスプリッタを設置することとなったもの、③確認漏れ等、という三点があります。</p> <p data-bbox="1184 713 2058 936">このうち、①のケースについて、個別の回線申込みに応じて引き込みルート等を選定した結果、想定以上に分岐端末回線が長くなるのが稀にあり、開通工事が長時間化するといった問題や保守・運用上の問題上、当初設定したスプリッタから引き込みを行うことができず、その結果、円滑に工事が可能な場所に別のスプリッタを設置する対処を講じたものです。</p> <p data-bbox="1184 944 2058 1248">また、②のケースは、旧配線方式で敷設したケーブルに空きがなく、さらなる需要に対して新配線方式でケーブル増設を行うといったケースで発生する個別事象ですが、新配線方式でケーブル敷設を行うことで、旧配線方式より開通コストを抑制できることに加え、光配線区画をより広く構築することが可能であるため、当社としては、設備全体でのコストの低廉化に資するものと判断し、採用しているものであり、結果、加入光ファイバ接続料の低廉化にも寄与するものと考えています。</p> <p data-bbox="1184 1256 2058 1367">ただし、旧配線方式のケーブルに既に設置されたスプリッタを完全には活用できないという課題については、当社としても、引き続き対応を検討していく考えです。</p> <p data-bbox="1184 1375 2058 1439">上述のように、①②のケースについては、円滑な開通工事や設備全体でのコストの低廉化といった設備運営全体の効率化の観点か</p>

区分	他事業者意見	当社意見
		<p>ら、当社が必要と判断して1光配線区画に複数のスプリッタを設置したものではありませんが、③のケースについては、当社としても再発防止に努めるとともに、KDDIへお詫びをし、問題の解決に向けた対応についてご相談させていただいているところです。</p> <p>当社としては、本事象について、KDDIの理解が得られるよう丁寧に説明させていただきつつ、引き続き、真摯に対応させていただきます。</p>



区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画	<p>＜設備不足による開通長期化等が生じているため、運用是正が必要とのご意見＞</p> <p>このような事後的な光配線区画の分割や1光配線区画への複数局外スプリッタの設置は、過剰な光信号主端末回線の利用を生じさせ、芯線枯渇を誘発します。現に芯線枯渇が発生し、開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限（1年半以上芯線枯渇の解消に時間を要するケース有。詳細は【別添3】参照。委員限り）せざるを得ない事態が生じているため、光ファイバにおける公正な競争環境が確保されている状況にあるとは到底言えません。公正な競争環境の確保の観点からも、このような運用の速やかな是正が必要だと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>KDDIからご指摘のある「開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限せざるを得ない事態」については、KDDIが短期間で集中的にエリア展開をされた結果、一部エリアで地下区間を含めた大規模工事が必要となり、光ファイバの増設に期間を要する状況が発生したものです。</p> <p>当該事態に対しては、KDDIと真摯に協議を行い、ご理解・ご協力も得ながら、当社としても情報の早期提供や体制の拡充等、事態の改善に向けて努力を重ねてきており、改善が進んでいるものと認識しています。</p> <p>当社としては、引き続き事態の改善に向けて努力をしていく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>1 光配線区画あたりの世帯数</p>	<p>&lt; 1 光配線区画あたりの世帯数を適正化すべきとのご意見 &gt;</p> <p>NTT東・西によると、1 光配線区画あたりの平均世帯数については、ピーク時の加入電話施設数等を分子、直近の光配線区画数を分母として算出しているとのことですが、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会（平成24年1月16日資料）におけるNTT東・西から回答のとおり、本世帯数には、本来、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンション（例：6階建て）や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、実態に即した平均世帯数とはなっていません。</p> <p>先述のとおり、弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1 光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。このような中、さらに光配線区画の分割等が行われると、接続事業者は益々、光信号分岐端末回線の収容数向上が困難となり、光ファイバの公正競争が後退し、国民利便を損ねることになります。</p> <p>そのため、上述の光配線区画の適正化にあたっては、大まかに設定された光配線区画を単純に分割等修正するのではなく、隣接する光配線区画と統合する等1 光配線区画あたりの世帯数を適切に確保していくことが必要です。確保されるべき適切な世帯数についても、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンションや、1つの光配線区画を占める大規模マンション等の世帯数を除いた、本来、シェアアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯の世帯数が当然確保されるべきだと</p>	<p>当社は、大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画とし、小・中規模マンションの場合は、戸建てとマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定しており、マンションにおいて、シェアアクセス方式を用いたサービスを提供しています。</p> <p>KDDIも、マンションに対して、シェアアクセス方式を用いて各世帯にサービスを提供することは可能である場合もあることから、「シェアアクセスの対象となり得ない」とまでは言えないと考えます。</p> <p>また、当社では、光配線区画とマンション等建物に関する情報を括りつけたデータベースを管理していないことから、マンションを切り出して光配線区画を設定することはできません。</p> <p>当社としては、光配線区画の拡大にあたっては、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けに新たに光配線区画を設定する考えであり、本格提供に向けたトライアルを進めていく考えです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行う考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	考えます。 【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見																																											
分岐端末回線、光屋内配線	<p>＜光信号主端末回線に付随する接続料の更なる低廉化が必要とのご意見＞</p> <p>平成25年度光ファイバ接続料は、NTT東・西共に前年度及び当初申請値に比べ低減していますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光信号主端末回線だけでなく、光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額や工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。</p> <p>当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="1178 405 2063 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線<sup>※1</sup></td> <td>354</td> <td>317</td> <td>291</td> <td>▲37</td> <td>▲26</td> <td>▲10.5%</td> <td>▲8.2%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線<sup>※2</sup></td> <td>193</td> <td>184</td> <td>179</td> <td>▲9</td> <td>▲5</td> <td>▲4.7%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費<sup>※3</sup></td> <td>18,612</td> <td>18,208</td> <td>17,785</td> <td>▲404</td> <td>▲423</td> <td>▲2.2%</td> <td>▲2.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</p>									H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	354	317	291	▲37	▲26	▲10.5%	▲8.2%	光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	184	179	▲9	▲5	▲4.7%	▲2.7%	光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,612	18,208	17,785	▲404	▲423	▲2.2%	▲2.3%
	H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率																																							
				H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																						
光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	354	317	291	▲37	▲26	▲10.5%	▲8.2%																																						
光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	184	179	▲9	▲5	▲4.7%	▲2.7%																																						
光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,612	18,208	17,785	▲404	▲423	▲2.2%	▲2.3%																																						

区分	他事業者意見	当社意見
スタックテスト	<p data-bbox="416 217 1149 284">&lt;スタックテストの算出方法や検証の考え方について公開すべきとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="416 300 1149 603">シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1 芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方(妥当とする分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲(例:OSU~ONU等)を公開し、その基準が適切かどうかを検証できるようにすべきです。</p> <p data-bbox="416 619 696 651">【DSL事業者協会】</p>	<p data-bbox="1184 217 2045 360">スタックテストに必要な情報は、当社より総務省に提出しているところであり、総務省において適正な検証がなされているものと考えますが、当社から提出している情報は当社の経営上または営業上の秘密そのものであるため、公開する考えはありません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>スタックテスト</p>	<p>&lt;実態の利用者料金に基づいてスタックテストを実施すべきとのご意見&gt;</p> <p>現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿（2年目：実質3,570円）・NTT西日本殿（8年目：3,790.5円）で提供をされています。しかし、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT東西殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。</p> <p>また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金（基本料）であるといえます。</p> <p>よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべきと考えます。仮にキャンペーンを除外とした場合は、キャンペーンという本施策からの抜け道を用意することと同じといえます。</p> <p>総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。</p> <p>【DSL事業者協会】</p>	<p>総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成19年7月）において、「接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料と利用者料金の関係についての検証」を行うものであり、「本検証は利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない」と示されているとおり、スタックテストの検証対象は接続料であると認識しています。</p> <p>今回のご意見にあるように、各種キャンペーンや割引サービスを考慮した利用者料金を用いて検証することは、以下の理由から適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くといった各種キャンペーンは受付期間を限定して実施していることに加え、各種キャンペーンが加味された利用者料金の適用は一時的なものであり、適用期間終了後は通常料金となること</li> <li>・各種割引サービスは、違約金等の条件を考慮した上でお客様が選択しているものであり、すべてのお客様に適用されるものではないこと</li> <li>・各種キャンペーンや割引サービスは、市場環境を踏まえて多種多様に設定されており、個別のキャンペーン毎に接続料との関係を検証することは、利用者料金の検証に他ならず、柔軟かつ機動的な料金設定を妨げ、お客様利便を損なう恐れがあること</li> </ul> <p>また、事業者が実施するスタックテストにおいては、各種キャンペーン等が反映された実際の利用者料金収入を用いて接続料収入との差分（営業費相当）について検証しており、各種キャンペーン等を加味したとしても、接続料の水準が不当でないことは確認できるものと考えます。</p> <p>なお、既に当社の光ファイバを利用して低廉な料金でサービスを提供している事業者も存在することから、他事業者が「到底勝</p>

区分	他事業者意見	当社意見
		負が出来ない状況」とのご指摘はあたらないと考えます。

# 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。



この度は、「平成 25 年度の加入光ファイバ接続料の改定（補正）」に関し、再意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。  
以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

**再意見提出者** イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>○光ファイバ接続料について (略)</p> <p>なお、光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。</p> <p>また、現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。</p>	<p><b>【乖離額調整制度について】</b></p> <p>KDDI株式会社殿及びソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿(以下、「ソフトバンク殿」という)の意見にある通り、例外的に認められている乖離額調整制度については、本来の将来原価方式とは異なり実質的に実績原価方式と同等であることや事業者の予見性を欠くこと等の根本的な課題が存在することから、平成26年度以降の光ファイバ接続料の算定方式の検討において廃止すべきと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p><b>【総論】</b> (略)</p> <p>今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿が当該接続料算定期間における経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会(以下、接続委員会という。)でその内容について精査を行うことを要望しま</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>す。</p> <p>また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの</li> <li>・ 将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと</li> </ul>	
DSL事業者協議会	<p>・ エントリーメニューについて</p> <p>エントリーメニューは、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、その効果については疑問を持たざるを得ません。</p> <p>総務省殿におかれましては、我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。</p>	<p>【エントリーメニューについて】</p> <p>DSL事業者協議会殿及びソフトバンク殿の意見にある通り、エントリーメニューについては、多様な事業者の参入の弾力化が目的とされていることを踏まえ、政策としての導入効果をオープンな形で評価・検証していただくことが望ましいと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>【各論】</p> <p>1. エントリーメニューについて (略)</p> <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなく利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度FTTH市場の活性化に寄与し</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>たかを具体的に検証すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT東西殿においては、加入光ファイバに係る接続料申請の際に当該メニューの利用実数や配線区画の拡大についての進捗についても併せて開示をすることで他事業者の検証が効果的に行えるようにして頂きたいと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p><b>【各論】</b></p> <p>2. 災害特別損失の扱いについて</p> <p>昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>NTT東日本殿の説明によれば、災害特別損失として、施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれています。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。</p>	<p><b>【災害特別損失の精査について】</b></p> <p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>災害特別損失(以下、特損)において、光ファイバの端末系伝送路には約12億円(そのうち施設保全費は約10億円)計上されております。詳細な内容が不明瞭なため、具体的な内訳、費用をコスト負担する接続事業者へも開示していただき、特損として、また接続料原価として算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p> <p>また、NTT 東殿にて公開されている平成24年度の第二四半期比較損益計算書によれば、特損は約29.9億円計上されております。</p> <p>平成26年度接続料にも影響があることから、予見性確保の観点からも、具体的な内訳、費用を早期に開示していただき、接続料原価に算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p>

以上

## 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	<p>○光配線区画の在り方・運用の適正化について</p> <p>しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度(詳細は【別添1】参照。委員限り)であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。また、光配線区画に係る適切な運用の実施が収容数向上の大前提になりますが、NTT西日本においては、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や、事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例が数多く発生し、光ファイバの公正競争が阻害される状況となっています。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、以下のとおり、速やかに光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要であり、あわせ</p>	<p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>複数局外スプリッタの設置や事後的に光配線区画を分割・縮小することは、事業者の事業計画に直接的な影響があることから、そのような運用は極力回避すべきと考えます。加えて、複数局外スプリッタの設置は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)の資産の有効活用の観点からも実施すべきでなく、既設済み設備を流用可能とする工法の導入を検討すべきと考えます。</p> <p>仮に、配線区画の分割・縮小が避けられない場合には、単に分割を実施するだけではなく、分割される各々の区画についてその周辺の区画との統合を行う等、1配線区画あたりの世帯数を維持する対策が必要と考えます。</p> <p>また NTT 東西殿は配線区画の設計ポリシーを開示し、その設計ポリシーが FTTH サービスの提供において最適であるか検証を行い、事業者の意見も踏まえ、サービス競争を促進することが可能となる世帯数を確保することを希望します。</p> <p>なお、NTT 東西殿においては、計画中の配線区画の拡大においても、2012年5月10日実施事業者説明会質疑応答の際にご発言のあった1配線区画あたりの世帯数80~100(NTT 東西殿が主張する1配線区画あたりの世帯数の倍)が確保</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>て、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要と考えます。</p>	<p>できるよう努力して頂きたいと考えます。</p> <p>総務省殿におかれましては、配線区画の拡大により、局外スプリッタの收容率が向上した場合でも、システム改修費負担や光信号分岐端末回線や光屋内配線の転用率の低下等により、実態として採算性が向上しないことがないようFTTHサービス提供に係るトータル費用の低廉化に向けた対処を行うべきと考えます。</p>

以上

## 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

当該部分	当社再意見
<p>より健全な競争環境を実現するには、これまで以上に多様な事業者のサービス競争による利用者料金の低廉化や利便性の向上、新たな需要の創出を目指した市場環境が必要であり、そのためには一層の接続料低廉化による新規事業者の市場参入が必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス】</p>	<p>国民によるブロードバンド利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら、公正な競争を確保することが必要です。特に、NTT東・西と同等の光ファイバの利用環境の整備を早期に実現すると共に、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必須と考えます。</p> <p>しかし、光ファイバの利用環境については、接続事業者がユーザー利便の向上のために、自社の営業努力により収容率を向上し、1回線あたりのコスト削減を図ろうとしても、光配線区域あたりの世帯数が過小である点や光配線区域が事後的に分割されるなど、接続事業者とNTT東・西とが公正に競争できない環境にあることを踏まえると、公正競争が担保されているとは到底言えません。そのため、公正な競争環境の確保の観点から、適切な運用の実施・改善を図っていくことが必要です。</p> <p>一方の接続料水準については、ここ数年低廉化傾向にありますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光ファイバに係る各種接続料のより一層の低廉化が必要です。</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等について議論されておりますが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、メタル回線のコストを光ファイバ側へ寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいないし上昇に転じる懸念があり、光ファイバ接続料の更なる低廉化が妨げられ、FTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。メタル回線については、まずは、より一層のコスト削減努力をすることが先決であり、光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応はとるべきではありません。</p>



<p><b>【乖離額調整制度について】</b></p> <p>乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。</p> <p>ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス】</b></p>	<p>将来原価方式は、本来、乖離額調整制度は認められていません。平成23年度から平成25年度における光ファイバ接続料の算定においては、特例的に認められましたが、平成26年度以降の接続料算定時においては、今後も光ファイバの需要は伸びていくことを踏まえ、乖離額調整制度は適用しない本来の将来原価方式で算定すべきと考えます。</p>
<p>将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの</li> <li>・将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと</li> </ul> <p><b>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】</b></p>	
<p>現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿（2年目：実質3,570円）・NTT西日本殿（8年目：3,790.5円）で提供をされています。しかし、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT東西殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せする</p>	<p>接続事業者が光ファイバサービスを提供していくにあたっては、自社設備（OLT、ONU）に加え、NTT東・西接続料として光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といったコストが発生することになりますが、接続事業者においては、ゼロから光信号主端末回線あたりの収容率を地道に向上さ</p>

と、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。

**【DSL事業者協議会】**

せていく必要があることを踏まえると、現在、NTT東・西のフレッツ光の提供料金は、キャンペーン料金とはいえ、公正競争を阻害しかねない料金水準であると考えます。

さらに、光配線区域あたりの世帯数が過小である点や、光配線区域が事後的に分割される点などの問題が生じており、接続事業者とNTT東・西との間で、公正競争が有効に機能しているとは到底言えません。

そのため、公正な競争環境の確保の観点から、適切な運用の実施・改善を図っていくことが必要であり、当該料金についても競争事業者を排除させていないか十分に検証すべきと考えます。

以上